別紙１８

介護職員初任者研修免除科目及び時間について

１　対象者及び免除科目

　　　（１）特別養護老人ホーム等の介護職員等として１年以上の実務経験を有する者

　　　申込時点において、県が定める介護施設等（埼玉県介護職員初任者研修事業指定要領別紙１３「見学等実習運営基準（介護職員初任者研修関連）」による。）において、過去３年間に介護の業務に従事した期間が通算して３６５日以上であり、かつ、実際に就労した日数が通算して１８０日以上である者をいう。

　ア　免除科目及び最大免除時間は【表１】のとおりとする。

　イ　実習については、実施した場合、免除が可能となる。

【表１】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 科目 | 最大免除時間 |
| 講義・演習 | １　職務の理解 | ６時間 |
|  | （１）多様なサービスの理解 |
| （２）介護職の仕事内容や働く現場の理解 |
| 実　習 | ９　こころとからだのしくみと生活支援技術 |
|  | 生活支援技術の講義・演習内の以下の実習のみ |
|  | ホームヘルプサービス同行訪問（別紙13　「見学等実習運営基準（介護職員初任者研修関連」のうち、「特別養護老人ホーム等における受入機関」に従事している者） | ６時間 |
| 在宅サービス提供現場見学（別紙13　「見学等実習運営基準（介護職員初任者研修関連」のうち、「訪問介護事業所やデイサービスセンター等における受入機関」に従事している者） | ６時間 |

（２）**生活援助従事者研修修了者**

　　　免除対象となる科目は【表２】のとおりとし、全部免除、一部免除又は内容を軽くして実施することができる各研修の内容の対照関係（科目の読み替え）については、平成24年３月28日老振発0328第９号厚生労働省老健局振興課長通知「介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者・生活援助従事者研修関係)｣別添２のとおりとする。

「表２」　○…全部免除、△…一部免除若しくは内容を軽くして実施

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 科目 | 時間 | 生活援助従事者研修 |
| １　職務の理解 | ６時間 | ４時間 |
|  | （１）多様なサービスの理解 | △ |
| （２）介護職の仕事内容や働く現場の理解 | △ |
| ２　介護における尊厳の保持・自立支援 | ９時間 | ３時間 |
|  | （１）人権と尊厳を支える介護 | △ |
| （２）自立に向けた支援 | △ |
| ３　介護の基本 | ６時間 | ２時間 |
|  | （１）介護の役割、専門性と多職種との連携 | △ |
| （２）介護職の職業倫理 | ○ |
| （３）介護における安全の確保とリスクマネジメント |  |
| （４）介護職の安全 | △ |
| ４　介護・福祉サービスの理解と医療の連携 | ９時間 | ６時間 |
|  | （１）介護保険制度 | △ |
| （２）医療との連携とリハビリテーション | △ |
| （３）障害福祉制度及びその他制度 | ○ |
| ５　介護におけるコミュニケーション技術 | ６時間 | ０時間 |
|  | （１）介護におけるコミュニケーション | ○ |
| （２）介護におけるチームのコミュニケーション | ○ |
| ６　老化の理解 | ６時間 | ０時間 |
|  | （１）老化に伴うこころとからだの変化と日常 | ○ |
| （２）高齢者と健康 | ○ |
| ７　認知症の理解 | ６時間 | ３時間 |
|  | （１）認知症を取り巻く状況 | ○ |
| （２）医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理 | ○ |
| （３）認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活 | △ |
| （４）家族への支援 | ○ |
| ８　障害の理解 | ３時間 | ０時間 |
|  | （１）障害の基礎的理解 | ○ |
| （２）障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、　　かかわり支援等の基礎的知識 | ○ |
| （３）家族の心理、かかわり支援の理解 | ○ |
| ９　こころとからだのしくみと生活支援技術 | 75時間 | 51時間 |
|  | 基本知識の学習 | （10時間～13時間程度） | （2.5時間～5.5 時間程度） |
|  | （１）介護の基本的な考え方 | △ |
| （２）介護に関するこころのしくみの基礎的理解 | △ |
| （３）介護に関するからだのしくみの基礎的理解 | ○ |
|  | 生活支援技術の講義・演習 | （50時間～55時間程度） | （35.5時間～40.5時間程度） |
|  | （４）生活と家事 | ○ |
| （５）快適な居住環境整備と介護 | △ |
| （６）整容に関連したこころとからだのしくみと自立に　　向けた介護 |  |
| （７）移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと　　自立に向けた介護 | △ |
| （８）食事に関連したこころとからだのしくみと自立に　　向けた介護 | △ |
| （９）入浴、清潔保持に関連したこころとからだのしく　　みと自立に向けた介護 |  |
| （10）排泄に関連したこころとからだのしくみと自立に　　向けた介護 |  |
| （11）睡眠に関連したこころとからだのしくみと自立に　　向けた介護 | ○ |
| （12）死にゆく人に関連したこころとからだのしくみと　　終末期介護 | △ |
| 生活支援技術演習 | （10時間～12時間程度） | （8時間～10時間程度） |
|  | （13）介護過程の基礎的理解 | ○ |
| （14）総合生活支援技術演習 |  |
| 10　振り返り | ４時間 | ２時間 |
|  | （１）振り返り |  |
| （２）就業への備えと研修終了後における継続的な研修 |  |

（３）**入門的研修修了者**

　　　免除対象となる科目は【表３】のとおりとし、全部免除、一部免除又は内容を軽くして実施することができる各研修の内容の対照関係（科目の読み替え）については、平成24年３月28日老振発0328第９号厚生労働省老健局振興課長通知「介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者・生活援助従事者研修関係)｣別添２のとおりとする。

「表３」　○…全部免除、△…一部免除若しくは内容を軽くして実施

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 科目 | 時間 | 入門的研修 |
| １　職務の理解 | ６時間 | ６時間 |
|  | （１）多様なサービスの理解 |  |
| （２）介護職の仕事内容や働く現場の理解 |  |
| ２　介護における尊厳の保持・自立支援 | ９時間 | ９時間 |
|  | （１）人権と尊厳を支える介護 |  |
| （２）自立に向けた支援 |  |
| ３　介護の基本 | ６時間 | ０時間 |
|  | （１）介護の役割、専門性と多職種との連携 | ○ |
| （２）介護職の職業倫理 | ○ |
| （３）介護における安全の確保とリスクマネジメント | ○ |
| （４）介護職の安全 | ○ |
| ４　介護・福祉サービスの理解と医療の連携 | ９時間 | ９時間 |
|  | （１）介護保険制度 |  |
| （２）医療との連携とリハビリテーション |  |
| （３）障害福祉制度及びその他制度 |  |
| ５　介護におけるコミュニケーション技術 | ６時間 | ６時間 |
|  | （１）介護におけるコミュニケーション |  |
| （２）介護におけるチームのコミュニケーション |  |
| ６　老化の理解 | ６時間 | ０時間 |
|  | （１）老化に伴うこころとからだの変化と日常 | ○ |
| （２）高齢者と健康 | ○ |
| ７　認知症の理解 | ６時間 | ０時間 |
|  | （１）認知症を取り巻く状況 | ○ |
| （２）医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理 | ○ |
| （３）認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活 | ○ |
| （４）家族への支援 | ○ |
| ８　障害の理解 | ３時間 | ０時間 |
|  | （１）障害の基礎的理解 | ○ |
| （２）障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、　　　かかわり支援等の基礎的知識 | ○ |
| （３）家族の心理、かかわり支援の理解 | ○ |
| ９　こころとからだのしくみと生活支援技術 | 75時間 | 75時間 |
|  | 基本知識の学習 | （10時間～13時間程度） | （10時間～13時間程度） |
|  | （１）介護の基本的な考え方 |  |
| （２）介護に関するこころのしくみの基礎的理解 |  |
| （３）介護に関するからだのしくみの基礎的理解 |  |
|  | 生活支援技術の講義・演習 | （50時間～55時間程度） | （50時間～55時間程度） |
|  | （４）生活と家事 |  |
| （５）快適な居住環境整備と介護 |  |
| （６）整容に関連したこころとからだのしくみと自立に　　向けた介護 |  |
| （７）移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと　　自立に向けた介護 |  |
| （８）食事に関連したこころとからだのしくみと自立に　　向けた介護 |  |
| （９）入浴、清潔保持に関連したこころとからだのしく　　みと自立に向けた介護 |  |
| （10）排泄に関連したこころとからだのしくみと自立に　　向けた介護 |  |
| （11）睡眠に関連したこころとからだのしくみと自立に　　向けた介護 |  |
| （12）死にゆく人に関連したこころとからだのしくみと　　終末期介護 |  |
| 生活支援技術演習 | （10時間～12時間程度） | （10時間～12時間程度） |
|  | （13）介護過程の基礎的理解 |  |
| （14）総合生活支援技術演習 |  |
| 10　振り返り | ４時間 | ４時間 |
|  | （１）振り返り |  |
| （２）就業への備えと研修終了後における継続的な研修 |  |

（４）**認知症介護基礎研修修了者**

　　　免除対象となる科目は【表４】のとおりとし、全部免除、一部免除又は内容を軽くして実施することができる各研修の内容の対照関係（科目の読み替え）については、平成24年３月28日老振発0328第９号厚生労働省老健局振興課長通知「介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者・生活援助従事者研修関係)｣別添２のとおりとする。

「表４」　○…全部免除、△…一部免除若しくは内容を軽くして実施

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 科目 | 時間 | 認知症介護基礎研修 |
| １　職務の理解 | ６時間 | ６時間 |
|  | （１）多様なサービスの理解 |  |
| （２）介護職の仕事内容や働く現場の理解 |  |
| ２　介護における尊厳の保持・自立支援 | ９時間 | ９時間 |
|  | （１）人権と尊厳を支える介護 |  |
| （２）自立に向けた支援 |  |
| ３　介護の基本 | ６時間 | ６時間 |
|  | （１）介護の役割、専門性と多職種との連携 |  |
| （２）介護職の職業倫理 |  |
| （３）介護における安全の確保とリスクマネジメント |  |
| （４）介護職の安全 |  |
| ４　介護・福祉サービスの理解と医療の連携 | ９時間 | ９時間 |
|  | （１）介護保険制度 |  |
| （２）医療との連携とリハビリテーション |  |
| （３）障害福祉制度及びその他制度 |  |
| ５　介護におけるコミュニケーション技術 | ６時間 | ６時間 |
|  | （１）介護におけるコミュニケーション |  |
| （２）介護におけるチームのコミュニケーション |  |
| ６　老化の理解 | ６時間 | ６時間 |
|  | （１）老化に伴うこころとからだの変化と日常 |  |
| （２）高齢者と健康 |  |
| ７　認知症の理解 | ６時間 | ０時間 |
|  | （１）認知症を取り巻く状況 | ○ |
| （２）医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理 | ○ |
| （３）認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活 | ○ |
| （４）家族への支援 | ○ |
| ８　障害の理解 | ３時間 | ３時間 |
|  | （１）障害の基礎的理解 |  |
| （２）障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の　　特徴、かかわり支援等の基礎的知識 |  |
| （３）家族の心理、かかわり支援の理解 |  |
| ９　こころとからだのしくみと生活支援技術 | 75時間 | 75時間 |
|  | 基本知識の学習 | （10時間～13時間程度） | （10時間～13時間程度） |
|  | （１）介護の基本的な考え方 |  |
| （２）介護に関するこころのしくみの基礎的理解 |  |
| （３）介護に関するからだのしくみの基礎的理解 |  |
|  | 生活支援技術の講義・演習 | （50時間～55時間程度） | （50時間～55時間程度） |
|  | （４）生活と家事 |  |
| （５）快適な居住環境整備と介護 |  |
| （６）整容に関連したこころとからだのしくみと自立に　　向けた介護 |  |
| （７）移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと　　自立に向けた介護 |  |
| （８）食事に関連したこころとからだのしくみと自立に　　向けた介護 |  |
| （９）入浴、清潔保持に関連したこころとからだのしく　　みと自立に向けた介護 |  |
| （10）排泄に関連したこころとからだのしくみと自立に　　向けた介護 |  |
| （11）睡眠に関連したこころとからだのしくみと自立に　　向けた介護 |  |
| （12）死にゆく人に関連したこころとからだのしくみと　　終末期介護 |  |
| 生活支援技術演習 | （10時間～12時間程度） | （10時間～12時間程度） |
|  | （13）介護過程の基礎的理解 |  |
| （14）総合生活支援技術演習 |  |
| 10　振り返り | ４時間 | ４時間 |
|  | （１）振り返り |  |
| （２）就業への備えと研修終了後における継続的な研修 |  |

（５）**訪問介護に関する三級課程修了者**

　　　免除対象となる科目は【表５】のとおりとし、全部免除、一部免除又は内容を軽くして実施することができる各研修の内容の対照関係（科目の読み替え）については、平成24年３月28日老振発0328第９号厚生労働省老健局振興課長通知「介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者・生活援助従事者研修関係)｣別添２のとおりとする。

「表５」　○…全部免除、△…一部免除若しくは内容を軽くして実施

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 科目 | 時間 | 訪問介護三級課程 |
| １　職務の理解 | ６時間 | ３時間 |
|  | （１）多様なサービスの理解 | △ |
| （２）介護職の仕事内容や働く現場の理解 | △ |
| ２　介護における尊厳の保持・自立支援 | ９時間 | ６時間 |
|  | （１）人権と尊厳を支える介護 | △ |
| （２）自立に向けた支援 | △ |
| ３　介護の基本 | ６時間 | ６時間 |
|  | （１）介護の役割、専門性と多職種との連携 |  |
| （２）介護職の職業倫理 |  |
| （３）介護における安全の確保とリスクマネジメント |  |
| （４）介護職の安全 |  |
| ４　介護・福祉サービスの理解と医療の連携 | ９時間 | ９時間 |
|  | （１）介護保険制度 |  |
| （２）医療との連携とリハビリテーション |  |
| （３）障害福祉制度及びその他制度 |  |
| ５　介護におけるコミュニケーション技術 | ６時間 | ６時間 |
|  | （１）介護におけるコミュニケーション |  |
| （２）介護におけるチームのコミュニケーション |  |
| ６　老化の理解 | ６時間 | ６時間 |
|  | （１）老化に伴うこころとからだの変化と日常 |  |
| （２）高齢者と健康 |  |
| ７　認知症の理解 | ６時間 | ６時間 |
|  | （１）認知症を取り巻く状況 |  |
| （２）医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理 |  |
| （３）認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活 |  |
| （４）家族への支援 |  |
| ８　障害の理解 | ３時間 | ３時間 |
|  | （１）障害の基礎的理解 |  |
| （２）障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、　　　かかわり支援等の基礎的知識 |  |
| （３）家族の心理、かかわり支援の理解 |  |
| ９　こころとからだのしくみと生活支援技術 | 75時間 | 68時間 |
|  | 基本知識の学習 | （10時間～13時間程度） | （10時間～13時間程度） |
|  | （１）介護の基本的な考え方 |  |
| （２）介護に関するこころのしくみの基礎的理解 |  |
| （３）介護に関するからだのしくみの基礎的理解 |  |
|  | 生活支援技術の講義・演習 | （50時間～55時間程度） | （46時間～51時間程度） |
|  | （４）生活と家事 | ○ |
| （５）快適な居住環境整備と介護 |  |
| （６）整容に関連したこころとからだのしくみと自立に　　向けた介護 |  |
| （７）移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと　　自立に向けた介護 |  |
| （８）食事に関連したこころとからだのしくみと自立に　　向けた介護 |  |
| （９）入浴、清潔保持に関連したこころとからだのしく　　みと自立に向けた介護 |  |
| （10）排泄に関連したこころとからだのしくみと自立に　　向けた介護 |  |
| （11）睡眠に関連したこころとからだのしくみと自立に　　向けた介護 |  |
| （12）死にゆく人に関連したこころとからだのしくみと　　終末期介護 |  |
| 生活支援技術演習 | （10時間～12時間程度） | （７時間～９時間程度） |
|  | （13）介護過程の基礎的理解 | ○ |
| （14）総合生活支援技術演習 |  |
| 10　振り返り | ４時間 | ４時間 |
|  | （１）振り返り |  |
| （２）就業への備えと研修終了後における継続的な研修 |  |